

「新型インフルエンザ対策行動計画」改定の概要

1. フェーズ4(新型インフルエンザ発生)以降に講じる対策の追加事項

内閣総理大臣を本部長とした「新型インフルエンザ対策本部」及び「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」を設置

フェーズ3において、「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」のもと関係省庁が連携している体制を、新型インフルエンザ発生後、内閣総理大臣を本部長とした体制に組み直し、体制の強化を図る。対策本部は「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会」を設置し、新型インフルエンザ対策の方針について意見、提言を求める。

新型インフルエンザ発生国・地域からの国際航空機・旅客船の運航自粛、検疫体制の集約化の検討

旧計画においては、フェーズ6において実施することとなっていた国際航空機・旅客船の運航自粛等を、必要に応じて新型インフルエンザ発生が疑われた時点から、要請するとともに、感染の拡大防止等の観点から検疫実施港・空港の集約化を図ることを検討する。

濃厚接触者に対する待機の要請等の検疫体制の強化

発生地域から入国した新型インフルエンザ疑い患者に対する隔離・停留に加え、感染リスクの高い濃厚接触者に対しても、感染の拡大防止等の観点から適切な場所への待機を要請する。

公共施設、公共交通機関における感染対策の要請

国内の公共施設や公共交通機関において、感染拡大を防止するために、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講じるよう各管理者に要請する。

海外発生時からのプレパンデミックワクチン接種の開始

旧計画においては、新型インフルエンザの国内発生以降から接種を開始することとなっていたプレパンデミックワクチンについて、国外発生(国内未発生)時からあらかじめ接種を開始することとする。

濃厚接触者、医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

旧計画においては、医療及び社会機能維持の観点から、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象を、患者を診察した医療機関の医療従事者や、患者と濃厚接触した社会機能維持者に限定していたが、早期対応の充実に図りまん延防止効果を高めるため、濃厚接触者または十分な防御なく暴露した医療従事者等に対象を広げる。

発生時の発熱相談センター、発熱外来の設置

都道府県に対し、新型インフルエンザの国外発生以降、医療相談や患者の早期発見を行う発熱相談センターを設置し、都道府県内の発生以降、感染拡大防止のために患者の振り分けを行う発熱外来を設置するよう要請する。

サーベイランスの実施

新型インフルエンザの早期発見を目的とした疑い患者数の把握、集団発生事例の把握に加え、大流行時の患者数や死亡数、ワクチンの副反応の状況の把握を実施する。

2. フェーズ3 (現在)において、発生に備えた対策の主な追加事項

都道府県における一般病床を含めた受入れ医療機関の整備

パンデミックに備え、感染症指定医療機関や結核病床を持つ医療機関に限らず、一般病床を含めた協力医療機関の確保を要請する。

患者発生時の消防・救急搬送体制の整備

パンデミックに備えて、消防・救急機能を維持するための方策について検討する。また搬送従事者に対して感染防御資器材の備蓄を進めるよう要請し、必要な支援を行う。

新型インフルエンザウイルスの薬剤耐性に対応するためのリレンザの追加備蓄

薬剤耐性ウイルスの状況等を踏まえ、必要に応じてリレンザの備蓄目標量を追加する。

マスクや手袋等の医療資材の備蓄の開始

新型インフルエンザ発生初期の医療提供を、迅速かつ円滑に行うため、マスクや手袋等の必要な医療資材の備蓄を開始する。

各事業者に対する新型インフルエンザに備えた準備の要請

パンデミックに備え、各事業者が職場における感染防止対策や事業体制の維持について、情報の収集や計画の策定等、事前の準備を行うよう要請する。

(参考) 新型インフルエンザ対策行動計画の策定、改定経緯

平成 17 年 11 月、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議において「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、平成 18 年 5 月、平成 19 年 3 月に改定。